

厚生労働省発基安0620第1号

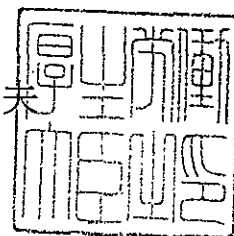
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成23年6月20日

厚生労働大臣 細川 律夫



石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱

第一 船舶の解体等の作業に係る石綿へのばく露防止対策の強化

一 作業の届出

壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材等が張り付けられた船舶の解体等の作業を行う場合における当該保温材等を除去する作業を行うときは、所轄の労働基準監督署長に届出を行わなければならないものとする。

二 吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置

壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた船舶の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、石綿等の除去等を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離する等の措置を講じなければならないものとする。

三 石綿等が使用されている保温材等の除去等に係る措置

壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温剤等が張り付けられた船舶の解体等の作業を行う場合における当該保温材等を除去する作業等に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事

する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい場所に表示しなければならないものとする。

四 石綿等が吹き付けられた船舶における業務に係る措置

労働者を就業させる船舶の、壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないものとする。

五 隔離を行った作業場所における業務に係る措置

二により隔離を行った作業場所において、壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた船舶の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具等を使用させなければならないものとする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十三年八月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行の日前に開始される作業については、第一の一は適用しないものとする。

石綿障害予防規則の一部改正について

1 趣旨

石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)は、旧特定化学物質等障害予防規則に規定されていた石綿の製造及び取扱い作業に係る諸規制を引き継ぐとともに、建築物の解体における労働者のばく露防止措置を追加・充実させて平成17年に制定された。

制定当時より、全ての石綿取扱い作業に関し、作業主任者の選任、保護具の備え付け等の義務を課すとともに、石綿等の切断等の一定の作業については、湿潤化及び保護具の着用等の義務を課していたものである。

また、平成21年の石綿則の改正に際しての検討(※)において、船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)の解体についても、建築物の解体と同様の措置の必要性について議論となった。しかし、船舶の解体については、国内の実施件数が極めて少なかったこと、また、当時、国際標準化機構(ISO)において船舶の解体等における石綿ばく露防止対策の規格化の検討が開始されていたことから、吹付け石綿除去作業等に係る隔離、電動ファン付き呼吸用保護具の使用等についてはISOの結論を待つこととし、船舶については、建築物の解体等の作業において最低限必要とされる事前調査・作業計画・特別教育について義務化したところである。

平成22年12月にISOにおける基準がISO30007として定められたことを踏まえ、石綿則への反映が必要となるとともに、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、津波により陸上に打ち上げられた船舶の解体が行われる事態となった。このため、当該作業に従事する労働者の適切な石綿ばく露防止の充実を図るため、早急に石綿則の改正を行うものである。

※：平成20年に検討。

2 改正の内容

建築物解体と同等の措置を、船舶の解体についても求めるものである。具体的には次のとおり。

(1) 石綿等を除去する際の隔離等(第6条)

壁等に石綿等が吹き付けられた船舶の解体等の作業を行う際に、当該石綿等を除去するに当たり、それ以外の作業を行う作業場所から隔離、集じん・排気装置の設置、負圧化、前室設置等の措置を行うこと。

(2) 石綿等を除去する際の電動ファン付き呼吸用保護具等の使用(第14条)

船舶内において、(1)により隔離を行った作業場所で、吹き付けられた

石綿等を除去するにあたり、労働者に電動ファン付き呼吸用保護具、又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等を使用させること。

(3) その他

ア 石綿等を除去する際のあらかじめの届出（第5条）

石綿等が使用されている一定の船舶の解体等の作業を行う際に、石綿等を除去するにあたり、労働基準監督署長にあらかじめ届け出ること。

イ 石綿等を切断しない場合の作業員以外の立入禁止等（第7条）

石綿等が使用されている船舶の解体等の作業を行う場合であって、石綿等を切断等しない場合に、作業を行う労働者以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止し、かつその旨を掲示すること。

ウ 吹付け石綿が損傷等している場合の除去等管理（第10条）

石綿等が吹き付けられた船舶において、損傷・劣化等により就業する労働者が石綿等にばく露するおそれがある場合、除去、封じ込め等を行うこと。また、労働者が臨時に就業する場合には呼吸用保護具等を使用させなければならないこと。

3 施行期日等

(1) 公布日

平成23年7月

(2) 施行日

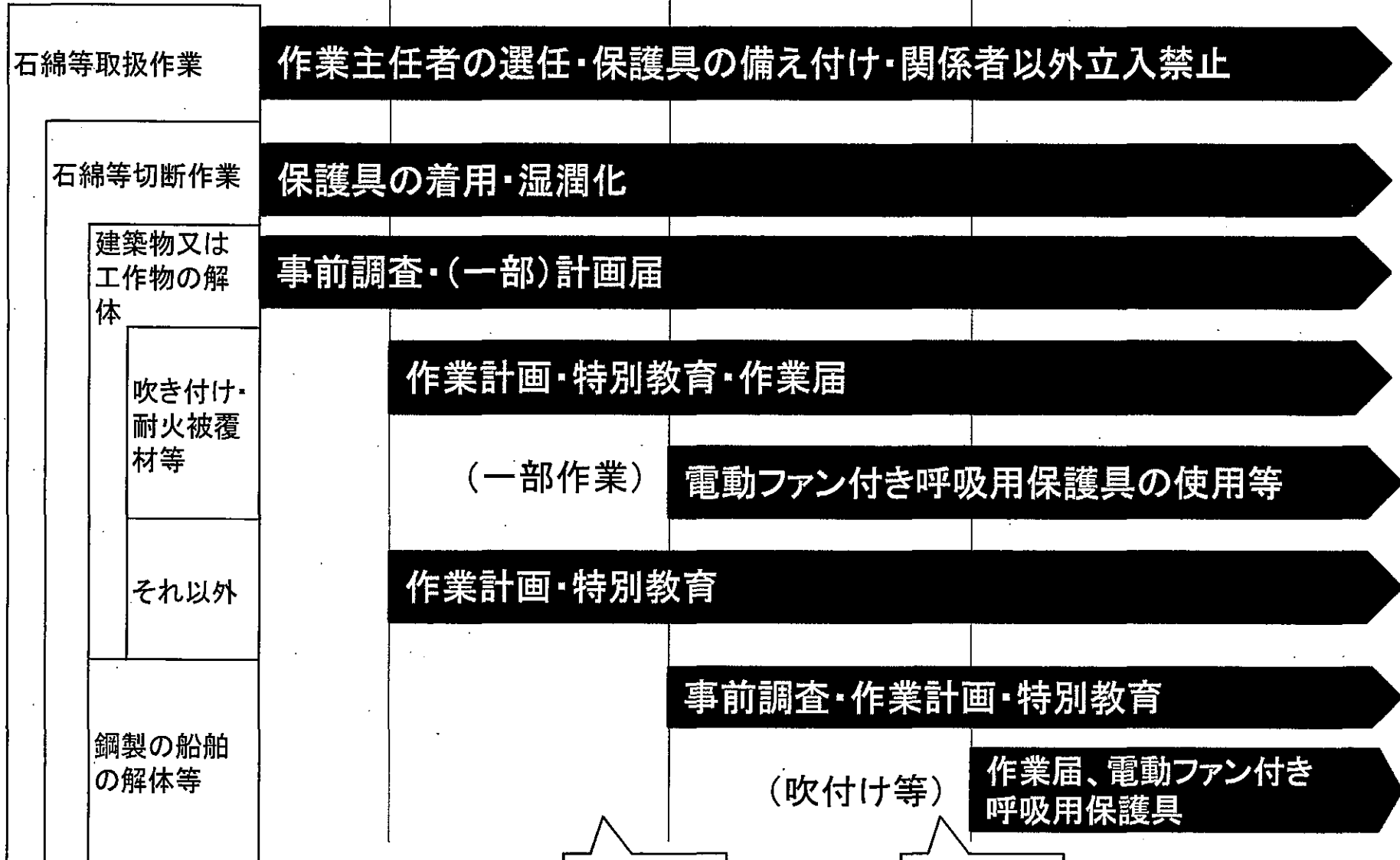
平成23年8月1日

石綿則の制定・改正経緯

H17石綿則制定

H21改正

H23改正検討



H20. 6
ISO検討開始

H22. 12
ISO検討終了